

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年4月13日

【事業年度】 第37期(自平成18年1月1日至平成18年12月31日)

【会社名】 株式会社船井総合研究所

【英訳名】 Funai Consulting Company,Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小山政彦

【本店の所在の場所】 大阪市北区豊崎4丁目12番10号

【電話番号】 大阪06(6377)4030(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 鈴木健太郎

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区豊崎4丁目12番10号

【電話番号】 大阪06(6377)4030(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 奥村隆久

【縦覧に供する場所】 株式会社船井総合研究所 東京本社
(東京都千代田区丸の内一丁目6番6号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年3月26日に提出した第37期（自 平成18年1月 1 日 至 平成18年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

(訂正前)

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対する適切な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、業績を考慮した利益配当を実施していきたいと考えております。上記の方針に基づき、平成18年12月期の期末配当金につきましては、1株につき20円の配当を実施いたしました。この結果、配当性向は41.5%となります。内部留保資金につきましては、企業価値の増大を図るために、既存事業の一層の体質強化並びに将来の成長分野への投資に役立てることにしております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注) 当期を基準日とする剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成19年3月24日 定時株主総会決議	618,392	20

(訂正後)

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対する適切な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、業績を考慮した利益配当を実施していきたいと考えております。上記の方針に基づき、平成18年12月期の期末配当金につきましては、1株につき20円の配当を実施いたしました。この結果、配当性向は41.5%となります。

当社は、平成19年12月期より中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては、企業価値の増大を図るために、既存事業の一層の体質強化並びに将来の成長分野への投資に役立てることにしております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注) 当期を基準日とする剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成19年3月24日 定時株主総会決議	618,392	20